

平成24年7月3日原案可決

意見書案第3号

平成24年6月25日提出

提出者 松山市議会議員 清水 宣 郎
池 本 俊 英
八 木 健 治
川 本 光 明
松 岡 芳 生
猪 野 由紀久
土井田 学

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案の早期成立を求める意見書について

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案の早期成立を求める意見書を次のとおり提出する。

記

平成22年9月7日、沖縄県・尖閣諸島周辺の我が国領海内において、違法操業中の中国漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船にみずから衝突するという重大事件が発生した。

同水域においては、同年8月中旬に、最大270隻もの中国船籍らしき漁船が確認されており、その内約70隻は我が国の領海にまで侵入している。

さらに、平成23年8月24日には、中国の漁業監視船二隻が領海に侵入し、海上保安庁巡視船による退去の警告に対し、「魚釣島その他周辺諸島は中国固有の領土だ」「中国管轄海域で正当な公務を行っている」と無線や船体につけた電光掲示板で応答してきた。

これは、極めて確信犯的な行為であり、今後も中国による我が国の領海への侵入や、領海及び排他的経済水域における違法漁業が続くことが懸念され、漁業関係者等の不安は大きい。

また、東日本大震災後も中国による領海侵入が相次いでいることは周知の通りである。

よって、国においては我が国の領土領海と国民の生命を守るという国家としての強い意志を世界に示すため、本年2月に閣議決定され国会に提出されている「海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案」の早期成立を実現するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官